

令和2年度 第2回
三郷市景観審議会
参 考 資 料

令和3年3月24日（水）

三郷市役所 全員協議会室

○三郷市屋外広告物条例

平成28年3月30日
条例第18号

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 広告物又は掲出物件の制限(第4条—第15条)
- 第3章 特定地域等(第16条・第17条)
- 第4章 管理、監督等(第18条—第32条)
- 第5章 雑則(第33条—第35条)
- 第6章 罰則(第36条—第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物について、必要な規制を行い、もって良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(広告物の表示者の責務)

第3条 屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する者は、良好な景観の形成を妨げ、若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないように努め、それぞれの地域環境との調和を図るよう配慮しなければならない。

第2章 広告物又は掲出物件の制限

(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は生産緑地地区

(2) 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項に規定する市民農園の区域

- (3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定するもの並びに同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- (4) 埼玉県文化財保護条例(昭和30年埼玉県条例第46号)第5条第1項又は第26条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定するもの並びに同条例第31条の規定により指定された地域
- (5) 三郷市文化財保護条例(平成13年条例第30号)第6条第1項の規定により指定された建造物及びその周囲の地域で市長が指定するもの
- (6) 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)及び鉄道の市長が指定する区間
- (7) 道路及び鉄道から展望することができる地域で市長が指定する区域
- (8) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (9) 河川及びその付近の地域で市長が指定する区域
- (10) 駅前広場及びその付近の地域で市長が指定する区域
- (11) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- (12) 博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地で、規則で定めるもの
- (13) 墓地及びその周囲の地域で市長が指定する区域
- (14) 社寺、教会及び火葬場の建造物並びにその境域
(禁止物件)

第5条 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、歩道柵、駒止め及び里程標
- (5) 電柱、街灯柱その他これらに類するもので市長が指定するもの
- (6) 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔
- (8) 送電塔、送受信塔、照明塔及び展望塔
- (9) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク
- (10) 形像及び記念碑
- (11) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
(はり紙等の禁止物件)

第6条 前条第5号に掲げるもの以外の電柱、街灯柱その他これらに類するもので市長が

指定する道路及びこれに面する場所に存するものには、はり紙、はり札、広告旗(これを支える台を除く。以下同じ。)若しくは立看板を表示し、又はこれらに係る掲出物件を設置してはならない。

(許可)

第7条 第4条各号に掲げる地域又は場所以外の地域又は場所(以下「許可地域」という。)において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置(前2条の規定により表示又は設置が禁止されているものを除く。)しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(適用除外)

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
 - (3) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件(第15条の規則で定めるものを除く。)
 - (4) 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合する寄贈者名等を表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の理由により市長が認めるもの
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条及び前条の規定は、適用しない。
- (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のため、一時的に表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれを掲出する物件
 - (5) 自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (6) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条による登録を受けた自動車でその使用の本拠の位置が次に掲げる地方公共団体の区域内に存するものに表示される広告物で、当該地方公共団体の広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの
 - ア 他の都道府県の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第252条の22第1項に規定する

中核市(以下「中核市」という。)並びに法第28条に規定する条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域を除く。)

イ 指定都市の区域

ウ 中核市の区域

エ 法第28条に規定する条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域

(7) 人、動物若しくは車両(自動車を除く。)又は船舶に表示される広告物

(8) 国又は地方公共団体が設置する公共掲示板に国又は当該地方公共団体の許可又は承諾を得て表示する広告物

(9) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの

(10) 町会、自治会等が公共的目的をもって設置する掲示板に当該町会、自治会等の定めるところにより表示する広告物

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第5条の規定は、適用しない。

(1) 第5条第2号、第8号、第9号又は第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの又はこれを掲出する物件

(2) 前号に掲げるもののほか、第5条各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれを掲出する物件

(3) 前2号に掲げるもののほか、第5条第9号に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

4 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第6条の規定は、適用しない。

(1) 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらに係る掲出物件

(2) 冠婚葬祭、祭礼又は市長が指定する行事のために一時的に表示されるはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらに係る掲出物件

(3) 電柱、街灯柱その他これらに類するものの所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板又はこれらに係る掲出物件

5 次に掲げる広告物又は掲出物件で、規則で定めるところにより市長の許可を受けたものについては、第4条の規定は、適用しない。

(1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のもの

(2) 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらを掲出する物件

6 政治、労働、宗教、社会教育、社会福祉等の営利を目的としない活動のために表示され、表示の期間が15日を超えないはり紙、はり札、広告旗若しくは立看板で、規則で定める基準に適合するもの又はこれらに係る掲出物件については、前条の規定は適用しない。

(既存不適格物件等)

第9条 第4条から第6条までの規定による指定(以下この条において「指定」という。)がされた際現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、当該指定の日(以下この条において「指定日」という。)の前日においてこの条例の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件(同日においてこの条例の規定による許可を受けていた広告物又は掲出物件(次項において「旧許可物件」という。)を除く。)であって、指定日以後表示することができないこととなる広告物又は設置することができないこととなる掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、指定日から10年間(当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、第4条から第6条までの規定のうち当該指定に係る部分は、適用しない。

2 指定がされた際現に当該指定がされた地域若しくは場所又は物件に表示し、又は設置されている旧許可物件であって、指定日以後この条例の規定による許可の基準に適合しないこととなる広告物又は掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、指定日から10年間(当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、当該指定がなかったものとしてこの条例の規定を適用する。この場合において、既存不適格物件に係る第12条第3項の規定により準用する同条第2項の規定の適用については、同条第2項中「3年」とあるのは、「3年(当該3年を経過する日が指定日から10年を経過する日を超える場合にあっては、当該指定日から10年を経過する日までの期間)」とする。

(禁止広告物)

第10条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

(許可の基準等)

第11条 第7条及び第8条第5項の許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ない理由があると認めるときは、三郷市景観条例(平成22年条例第16号)第26条の規定により設置された三郷市景観審議会(以下「審議会」という。)の議を経て、許可をすることができる。

(許可の期間及び条件)

第12条 市長は、第7条又は第8条第5項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の規定は、3年を超えない範囲内で、広告物の種類ごとに規則で定める。

3 市長は、申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

(変更等の許可)

第13条 第7条又は第8条第5項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

(許可の表示)

第14条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に規則で定める許可の証票をはり付けておかななければならない。ただし、規則で定める許可の押印を受けたものについては、この限りでない。

2 前項の許可の証票又は押印は、許可の期限が明示されたものでなければならない。

(国等の特例)

第15条 国又は地方公共団体は、公共的目的をもって表示する広告物又はこれを掲出する物件で、規則で定めるものを表示し、又は設置しようとするときは、第4条から第7条までの規定にかかわらず、市長と協議の上、これを行うものとする。

第3章 特定地域等

(特定地域)

第16条 市長は、許可地域内において、良好な景観を形成するための広告物の表示又は掲出物件の設置を規制することが特に必要と認める区域を特定地域として指定することができる。

2 特定地域の区域は、規則で定める。

(広告物協定地区)

第17条 一定の区域内の土地、建築物、工作物若しくは広告物若しくは掲出物件の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の景観を協力して整備するため広告物又は掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する協定(以下この条において「広告物協定」という。)を締結したときは、市長に対し、広告物協定の内容を証する書面を添えて、当該区域を広告物協定地区として指定するよう申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該広告物協定が良好な景観の整備に資すると認めるときは、当該区域を広告物協定地区として指定するものとする。

3 市長は、前項の規定により広告物協定地区を指定したときは、当該地区内の景観を整備するため、当該広告物協定を締結した者に対し、技術的助言その他の必要な援助を行うよう努めるものとする。

第4章 管理、監督等

(広告物の管理)

第18条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者(管理する者が置かれているときは、その者)は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件で規則で定める基準を超えるものを表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。

3 前項の管理する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 埼玉県屋外広告物条例(昭和50年埼玉県条例第42号。以下「県条例」という。)第23条第1項に規定する屋外広告業の登録を受けた者

(2) 県条例第25条第1項各号に掲げる者

(除却義務)

第19条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき、若しくは次条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなったときは、5日以内に当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第9条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらを除却したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第20条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当す

るときは、許可を取り消すことができる。

- (1) 第12条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第13条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
 - (2) 第13条第1項の規定に違反したとき。
 - (3) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (措置命令)

第21条 市長は、第4条から第7条まで、第10条、第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に違反して広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するため必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、その措置をその命じた者又は委任した者に行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却するときは、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長の命じた者又は委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法等)

第22条 法第8条第2項の規定による公示は、広告物又は掲出物件の保管後速やかに行わなければならない。

- 2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。
 - (1) 次条各号に掲げる事項を、14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)告示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、次条各号に掲げる事項を告示すること。

3 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第23条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) 保管した広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管場所

(4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第24条 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第25条 法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第26条 法第8条第3項各号に規定する条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物又は掲出物件の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日

(2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月

(3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(報告の徴収及び立入検査)

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第28条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者等の届出)

第29条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置いたとき、又は廃したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(告示)

第30条 市長は、第4条から第6条まで、第8条、第16条及び第17条の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(手数料)

第31条 この条例の規定による許可(許可の期間の更新を含む。)を受けようとする者は、申請の際、手数料を納付しなければならない。

(手数料の免除)

第32条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。

(1) 政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による届出を経た政党、協会その他の団体がはり紙、はり札、広告旗又は立看板を表示するための許可を受けようとするとき。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

第5章 雑則

(市民等との協力)

第33条 市は、広告物の表示又は掲出物件の設置の適正化に関する事業を推進するに当たっては、市民及び関係事業者の協力を得る等必要な連携を図るよう努めるものとする。

(審議会への諮問)

第34条 市長は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 市長が第4条から第6条まで、第8条、第16条及び第17条の規定による指定をし、又はこれらを変更し、若しくは解除しようとするとき。

(2) 第8条第1項第4号、同条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、同条第3項第1号及び

第3号並びに同条第6項、第11条第1項、第16条第2項並びに第18条第2項に規定する基準及び区域を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条から第6条まで、又は第7条の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(2) 第21条第1項の規定による市長の除却すべき旨の命令に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第13条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者

(2) 第19条第1項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかった者

(3) 第21条第1項の規定による市長の命令(除却すべき旨の命令を除く。)に違反した者

第38条 第27条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に表示されている広告物又は設置されている掲出物件のうち、施行日の前日において県条例の規定に従い表示されていた広告物又は設置されていた掲出物件(同日において県条例第6条第1項、第7条第5項、第11条第3項又は第12条第1項の許可を受けていた広告物又は掲出物件(次項において「旧許可物件」という。)を除く。)であって、施行日以後表示することができないこととなる広告物又は設置することができないこととなる掲出物件(以下この項において「既存不適格物件」という。)については、施行日から10年間(当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に表示され、又は設置されている旧許可物件であって、施行日以後第11条第1項の許可の基準に適合しないことにより表示することができないこととなる広告物又は設置することができないこととなる掲出物件(以下この項において「既

存不適格物件」という。)については、施行日から10年間(当該既存不適格物件に、第13条第1項に規定する変更又は改造の程度に相当する程度の変更又は改造を加えようとするときは、当該変更又は改造を加えるまでの間)は、施行日の前日における県条例第6条第1項、第7条第5項、第11条第3項又は第12条第1項の許可の基準を第11条第1項の許可の基準とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、既存不適格物件に係る第12条第3項の規定により準用する同条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第2項中「3年」とあるのは、「3年(当該3年を経過する日が施行日から10年を経過する日を超える場合にあっては、施行日から10年を経過する日までの期間)」とする。

- 4 前項に規定するもののほか、施行日前に県条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(指定等の特例)

- 5 市長は、この条例の公布の日から施行日の前日までの間に、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 第4条から第6条まで、第8条及び第16条の規定による指定

(2) 第8条第1項第4号、同条第2項第1号、第2号、第5号及び第9号、同条第3項第1号及び第3号並びに同条第6項、第11条第1項並びに第18条第2項に規定する基準を定めること。

(三郷市手数料徴収条例の一部改正)

- 6 三郷市手数料徴収条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

○三郷市屋外広告物条例施行規則

平成 28 年 3 月 30 日

規則第 20 号

改正 令和元年 6 月 14 日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、三郷市屋外広告物条例(平成 28 年条例第 17 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(条例第 4 条第 12 号の規則で定める博物館、美術館及び病院)

第 2 条 条例第 4 条第 12 号の規則で定める博物館、美術館及び病院の建造物並びにその敷地は、当該用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートル以上の当該建造物並びにその敷地とする。

(表示又は設置の許可申請等)

第 3 条 条例第 7 条の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書(様式第 1 号)正副各 1 通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、当該許可申請が、はり紙、はり札、広告旗、立看板その他軽易な屋外広告物に係るものである場合において、市長が必要がないと認めるときは、その書類等の全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 屋外広告物(以下「広告物」という。)を表示し、又は広告物を掲出する物件(以下「掲出物件」という。)を設置する場所を知り得る図面
- (2) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の周囲の状況を知り得る写真
- (3) 広告物又は掲出物件の形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩等に関する仕様書及び図面
- (4) 既に設置されている掲出物件(申請の日において、設置した日から 3 月を経過していない掲出物件及び建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 88 条第 1 項において準用する同法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の交付の日から 1 年を経過していない掲出物件を除く。)に広告物を表示しようとする場合には、屋外広告物等自主点検結果確認書(様式第 2 号)
- (5) 国、地方公共団体又は他人が管理し、又は所有する土地、建物又は工作物に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする場合には、その表示又は設置についてのこれらの者の許可又は承諾があったことを証する書面又はその写し

(6) 条例第 18 条第 2 項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置く場合には、当該管理する者が同条第 3 項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写し

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第 7 条の許可をするか否かを決定し、許可をした場合にあつては(新設・更新)許可通知書(様式第 3 号)に、許可をしないこととした場合にあつては(新設・更新)不許可通知書(様式第 4 号)に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(適用除外の基準)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 9 号、同条第 3 項第 1 号及び第 3 号並びに同条第 6 項の規則で定める基準は、第 6 条各号に掲げるもののほか、別表第 1 に定めるとおりとする。

(適用除外の許可申請等)

第 5 条 条例第 8 条第 5 項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書正副各 1 通にそれぞれ第 3 条第 1 項各号に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第 8 条第 5 項の許可をするか否かを決定し、許可をした場合にあつては(新設・更新)許可通知書に、許可をしないこととした場合にあつては(新設・更新)不許可通知書に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(許可基準)

第 6 条 条例第 11 条第 1 項に規定する第 7 条及び第 8 条第 5 項の許可の基準は、次に掲げるもののほか、別表第 2 に定めるとおりとする。ただし、条例第 16 条第 1 項に規定する特定地域の許可の基準は、別表第 3 のとおりとする。

(1) 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること。

(2) 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと。

(3) 裏面及び側面が美観を損わないものであること。

(許可期間の基準)

第 7 条 条例第 12 条第 1 項の規定により許可の期間を定める場合には、次の表に掲げる基準によるものとする。

広告物の種類	許可期間の基準
--------	---------

広告塔、広告板、電柱、街灯柱その他これらに類するもの利用広告物(はり紙及びはり札を除く。)、標識利用広告物、アーチ利用広告物及び自動車利用広告物	3年以内
掛看板	1年以内
広告幕(つり下げを含む。)及びアドバルーン	3月以内
立看板、はり紙、はり札及び広告旗	1月以内

(許可期間更新の申請等)

第8条 条例第12条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、屋外広告物等許可期間更新申請書(様式第5号)正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる書類等
- (2) 屋外広告物等自主点検結果確認書

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第12条第3項の規定により許可の期間を更新するか否かを決定し、許可をした場合にあつては(新設・更新)許可通知書に、許可をしないこととした場合にあつては(新設・更新)不許可通知書に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(変更又は改造の許可申請等)

第9条 条例第13条第1項の許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更・改造許可申請書(様式第6号)正副各1通にそれぞれ次に掲げる書類等を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項第1号、第3号及び第6号(次号に掲げる確認書を添付する場合に限る。)に掲げる書類等
- (2) 屋外広告物等自主点検結果確認書(広告物の表示内容のみを変更する場合を除く。)
- (3) 当該許可を受けようとする広告物又は掲出物件の現在の状況を示す写真

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、条例第13条第1項の許可をするか否かを決定し、許可をした場合にあつては(変更・改造)許可通知書(様式第7号)に、許可をしないこととした場合にあつては(変更・改造)不許可通知書(様式第8号)に、当該申請書の副本を添えて、当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(軽微な変更等)

第10条 条例第13条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるとおり

とする。

- (1) 広告物又は掲出物件の外観及び構造に著しい変更を伴わない修繕、補強、部品の取替え又は塗替え
- (2) 広告物の表示内容の変更であって、主たる内容以外の内容に係るもの
- (3) 掲出物件に表示する広告物の変更であって、定期的なもの
(許可の証票及び押印の様式)

第11条 条例第14条第1項の規則で定める許可の証票は、屋外広告物等許可証(様式第9号)のとおりとする。

2 条例第14条第1項ただし書の規則で定める許可の押印は、屋外広告物等許可印(様式第10号)のとおりとする。

(国等の特例)

第12条 条例第15条に規定する規則で定める広告物又はこれを掲出する物件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建造物又はその敷地以外の場所に表示し、又は設置されるもの
- (2) 表示し、又は設置しようとする期間が1年を超えるもの
- (3) 上端の高さが地上から10メートルを超え、又は表示面積が10平方メートルを超えるもの

(特定地域の区域)

第13条 条例第16条第1項に規定する特定地域は、三郷市景観計画(平成22年告示第257号)に定める重点地区で、三郷中央駅地区及び新三郷ららシティ地区とする。

(管理者の設置に係る基準)

第14条 条例第18条第2項の規則で定める基準は、上端の高さが地上から4メートル以下であることとする。

(除却の届出)

第15条 条例第19条第2項の規定による届出は、除却届(様式第11号)に除却する前後の状況を示す写真を添付して行うものとする。

(保管した広告物又は掲出物件の一覧簿の様式等)

第16条 条例第22条第3項の規則で定める様式は、屋外広告物等保管物件一覧簿(様式第12号)とする。

2 条例第22条第3項の規則で定める場所は、三郷市都市デザイン課事務室とする。

(返還の手続)

第17条 条例第23条第1号の保管した広告物又は掲出物件(条例第25条の規定により売却した代金を含む。)を返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、屋外広告物等受領書(様式第13号)と引換えに返還するものとする。

(広告物を表示する者等に対する検査等における身分を示す証明書)

第18条 条例第27条第2項の証明書の様式は、身分証明書(様式第14号)のとおりとする。

(管理者等の届出)

第19条 条例第29条第1項の規定による届出は、屋外広告物等管理者設置・廃止届(様式第15号)を市長に提出して行うものとする。この場合において、条例第18条第2項の規定により広告物又は掲出物件を管理する者を置いたときは、同条第3項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面又はその写しを添付しなければならない。

2 条例第29条第2項の規定による届出は、屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届(様式第16号)を市長に提出して行うものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 条例第29条第3項の規定による届出は、屋外広告物等表示・設置者(管理者)氏名・名称・住所変更届(様式第17号)を市長に提出して行うものとする。

4 条例第29条第4項の規定による届出は、屋外広告物等滅失届(様式第18号)を市長に提出して行うものとする。

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則(令和元年6月14日規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

1 条例第8条第1項第4号の基準

表示する広告物又は設置する掲出物件の広告物を表示する面の面積(以下「表示面

積」という。)は、表示方向から見た公益上必要な施設又は物件の投影面積の 20 分の 1 以下で、かつ、0.5 平方メートル以下であること。

2 条例第 8 条第 2 項第 1 号の基準

表示又は設置の場所	自家広告物の種類	基準
条例第 4 条各号に掲げる地域又は場所(禁止地域等)	建築物屋上利用広告物	(1) 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積)は、5 平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から 10 メートル以下であること。 (3) 壁面から突き出していないこと。 (4) 広告物自体の高さは、2 メートル以下であること。
	壁面利用広告物	(1) 表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積)は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積(当該壁面にある窓その他の開口部分の面積を含む。以下同じ。)の 5 分の 1 以下で、かつ、10 平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、軒高以下であること。 (3) 建築物の 3 階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
	突出し広告物	(1) 表示面積は、3 平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。 (3) 壁面からの突出し幅は、1 メートル以下であること。

		(4) 道路上に突き出していないこと。
建造物から独立した 広告物		(1) 表示面積は、5平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から7メートル以下であること。 (3) 自己の住所、事業所等における設置個数は、3個以下であること。 (4) 道路上に突き出していないこと。
広告幕(つり下げを 含む。)		長さは10メートル以下で、かつ、幅は1メートル以下であること。
広告旗		(1) 表示面は、縦1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。 (2) 高さは、3メートル以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。 (4) 道路境界線から5メートル以内に設置する場合は、広告旗(3メートル以内の範囲に連続して設置する個数が3以下の組とするときを含む。)相互の距離は、5メートル以上であること。ただし、自己の住所、事業所等で、設置する総個数が3以下の場合は、この限りでない。
掛看板		表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、1平方メートル以下であること。
はり紙、はり札及び 立看板		(1) はり紙又ははり札にあつては表示面積が1平方メートル以下、立看板にあつては大きさが縦(脚部を含む。)1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。 (2) 道路上に突き出していないこと。
条例第7条に 利用	建造物 屋上利用 広告物(三郷中	(1) 木造建築物を利用する場合 ア 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物を

規定する地域又は場所(許可地域)	<p>告物 中央駅地区を除く。)</p>	<p>表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積。次号アにおいて同じ。)は、10平方メートル以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から12メートル以下であること。</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する建築物の壁面の面積を合算した面積(以下「総壁面面積」という。)の10分の1(当該面積が10平方メートルに満たないときは、10平方メートル)以下であること。ただし、特定地域内においては、表示面積は、広告物の向いている方向からの建築物の一の壁面最大投影面積の10分の1(当該面積が10平方メートルに満たないときは、10平方メートル)以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48メートル(当該軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル)以下であること。</p> <p>(3) 壁面から突き出していないこと。</p>
	壁面利用広告物	<p>(1) 表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積)は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積の5分の1以下であること。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域については、10分の3以下であること。</p>

	(2) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。
突出し広告物	(1) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。 (2) 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。
建造物から独立した広告物	(1) 表示面積は、10平方メートル以下であること。 (2) 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。 (3) 自己の住所、事業所等における設置個数は、4個以下であること。 (4) 道路上に突き出していないこと。
広告幕(つり下げを含む。)	長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.2メートル以下であること。
広告旗	(1) 表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、2平方メートル以下であること。 (2) 高さは、3メートル以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。 (4) 道路境界線から5メートル以内に設置する場合は、広告旗(3メートル以内の範囲に連続して設置する個数が3以下の組とするときを含む。)相互の距離は、5メートル以上であること。ただし、自己の住所、事業所等で、設置する総個数が3以下の場合は、この限りでない。
掛看板	表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、2平方メートル以下であること。

はり紙、はり札及び立看板	(1) はり紙又ははり札にあつては表示面積が 1 平方メートル以下、立看板にあつては大きさが縦(脚部を含む。)1.8 メートル以下及び横 0.6 メートル以下であること。 (2) 道路上に突き出していないこと。
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 条例第 8 条第 2 項第 2 号の基準

表示面積は、2 平方メートル以下であること。

4 条例第 8 条第 2 項第 5 号の基準

次の各号のいずれかに該当する広告物であること。

- (1) 自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等を表示する広告物
- (2) 乗用旅客自動車に表示される広告物のうち、表示面積が、各側部にあつては 1 平方メートル以下、後部にあつては 0.3 平方メートル以下であるもの
- (3) 乗合旅客自動車又は貸切旅客自動車に表示される広告物のうち、表示面積が、車体底部を除く表面積の 10 分の 3 以下であつて、車体の窓及びドア等のガラス部分に表示されないもの

5 条例第 8 条第 2 項第 9 号の基準

- (1) 当該工事期間中に限り表示するものであること。
- (2) 空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体とした写真であること。
- (3) 設計者、工事施工者、工事監理者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、その表示面積は、表示方向から見た板塀その他これに類する仮囲いの投影面積の 20 分の 1 以下であること。

6 条例第 8 条第 3 項第 1 号の基準

- (1) 石垣又は擁壁を利用する場合の表示面積は、5 平方メートル以下であること。
- (2) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔、煙突又はガスタンク、水道タンクその他のタンクを利用する場合の表示面積は、15 平方メートル以下であること。
- (3) 景観重要建造物を利用する場合における表示面積等は、2 の規定を準用する。

7 条例第 8 条第 3 項第 3 号の基準

空、動物、植物、風景その他周囲の景観に調和したものを描写した絵画又は被写体とした写真であること。

8 条例第8条第6項の基準

- (1) はり紙又ははり札にあつては表示面積が1平方メートル以下、広告旗又は立看板にあつては大きさが縦(立看板については、脚部を含む。)1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。
- (2) 広告旗については、高さが3メートル以下であり、かつ、道路上に突き出していないこと。
- (3) はり紙には表示の始期及び終期、はり札、広告旗又は立看板には表示しようとする者の氏名及び住所並びに表示の始期及び終期が明示されていること。

備考

- 1 自家広告物とは、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれに係る掲出物件をいう(別表第2及び別表第3において同じ。)
- 2 乗用旅客自動車とは、道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。
- 3 乗合旅客自動車とは、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。
- 4 貸切旅客自動車とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が旅客の運送を行うためその事業の用に供する自動車をいう。

別表第2(第6条関係)

1 条例第7条に係る許可の基準(特定地域を除く)

広告物の種類	基準
建築物利用広告物 屋上利用広告物	(1) 木造建築物を利用する場合 ア 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあつては、それらの表示面積を合算した面積。次号アにおいて同じ。)は、10平方メートル以下であること。

	<p>イ 上端の高さは、地上から12メートル以下であること。</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積は、総壁面面積の10分の1(当該面積が10平方メートルに満たないときは、10平方メートル)以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から軒高の3分の5以下で、かつ、48メートル(当該軒高の3分の5が12メートルに満たないときは、地上から12メートル)以下であること。</p> <p>(3) 壁面から突き出していないこと。</p>
壁面利用広告物	<p>(1) 表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積)は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積の5分の1以下であること。ただし、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域については、10分の3以下であること。</p> <p>(2) 建築物の3階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。</p>
突出し広告物	<p>(1) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。</p> <p>(2) 壁面からの突出し幅は、1.2メートル以下であること。</p> <p>(3) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から3メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。</p>
建築物から独立した広告物	<p>(1) 表示面積は、10平方メートル以下であること。ただし、自家広告物については、60平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、地上から10メートル以下であること。</p> <p>(3) 道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告物については、道路上に突き出す場合の下端の高さが歩道上にあっては路面から3メートル以上、車道上にあっては路面から4.5メートル以上であること。</p> <p>(4) 市街化調整区域においては、使用されている色彩のうち面積が最大のもののマンセル値による彩度(以下「彩度」という。)が6以下の色彩であること。ただし、自家広告物については、</p>

		この限りでない。
広告幕(つり下げを含む。)		(1) 長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.2メートル以下であること。 (2) 道路上における下端の高さは、路面から5メートル以上であること。
広告旗		(1) 表示面は、縦1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。 (2) 高さは、3メートル以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。 (4) 道路境界線から5メートル以内に設置する場合は、広告旗(3メートル以内の範囲に連続して設置する個数が3以下の組とするときを含む。)相互の距離は、5メートル以上であること。ただし、自己の住所、事業所等で、設置する総個数が3以下の場合は、この限りでない。 (5) 表示しようとする者の連絡先が明示されていること。
掛看板		(1) 表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、2平方メートル以下であること。 (2) 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。
電柱、街灯柱等利用 広告物	袖付広告物	(1) 縦の長さは1.2メートル以下で、かつ、出幅は0.6メートル以下であること。 (2) 下端の高さは、歩道上にあつては路面から3メートル以上、車道上にあつては路面から4.5メートル以上であること。 (3) 車道寄りの歩道部分に位置する電柱、街灯柱等に取り付けられるものについては、歩道の中央部分に向けて突き出されていること。
	巻付広告物	上端の高さは、地上から3.2メートル以下で、かつ、下端の高さは、地上から1.2メートル以上であること。
はり紙、はり札及び立		(1) はり紙又ははり札にあつては表示面積が1平方メートル以

看板	<p>下、立看板にあつては大きさが縦(脚部を含む。)1.8メートル以下及び横0.6メートル以下であること。</p> <p>(2) はり札又は立看板には表示しようとする者の連絡先が明示されていること。</p>
アドバルーン	<p>(1) 気球部分の直径は、3メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告幕(網を含む。)の長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.5メートル以下であること。</p> <p>(3) 上端の高さは、地上から45メートル以下であること。</p>
アーチ利用広告物	<p>(1) 広告物を掲出したアーチ(支柱部分を除く。)の上端の高さは、歩道上にあつては路面から5.5メートル以下、車道上にあつては路面から7.5メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物を掲出したアーチ(支柱部分を除く。)の下端の高さは、歩道上にあつては路面から3.5メートル以上、車道上にあつては路面から5メートル以上であること。</p> <p>(3) アーチの支柱部分に掲出される広告物の上端の高さは、地上から3メートル以下、その下端の高さは、地上から1.2メートル以上であること。</p>
標識利用広告物	表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、0.5平方メートル以下であること。
自動車利用広告物	<p>次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)別表第2に規定する広告宣伝用自動車を利用するもの</p> <p>(2) 前号以外のもので、表示面積が各側部にあつては1平方メートル以下、後部にあつては0.3平方メートル以下であるもの</p>

2 条例第8条第5項第1号に係る許可の基準

自家広告物の種類	基準
建築物利用広告物 屋上利用広告物	<p>(1) 木造建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあつては、それらの表示面積を合</p>

	<p>算した面積。次号アにおいて同じ。)は、10 平方メートル以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から 12 メートル以下であること。</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積は、総壁面面積の 10 分の 1(当該面積が 10 平方メートルに満たないときは、10 平方メートル)以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から軒高の 3 分の 5 以下で、かつ、48 メートル(当該軒高の 3 分の 5 が 12 メートルに満たないときは、地上から 12 メートル)以下であること。</p> <p>(3) 壁面から突き出していないこと。</p>
壁面利用広告物	<p>(1) 表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあっては、それらの表示面積を合算した面積)は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積の 5 分の 1 以下であること。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域については、10 分の 3 以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、軒高以下であること。</p> <p>(3) 建築物の 3 階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。</p>
突出し広告物	<p>(1) 表示面積は、6 平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。</p> <p>(3) 壁面からの突出し幅は、1.2 メートル以下であること。</p> <p>(4) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から 3 メートル以上、車道上にあっては路面から 4.5 メートル以上であること。</p>
建造物から独立した広告物	<p>(1) 表示面積は、10 平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、地上から 10 メートル以下であること。</p> <p>(3) 自己の住所、事業所等における設置個数は、4 個以下であること。</p> <p>(4) 下端の高さは、歩道上にあっては路面から 3 メートル以上、車道上にあっては路面から 4.5 メートル以上であること。</p>

広告幕(つり下げを含む。)	長さは15メートル以下で、かつ、幅は1.2メートル以下であること。
広告旗	(1) 表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、2平方メートル以下であること。 (2) 高さは、3メートル以下であること。 (3) 道路上に突き出していないこと。 (4) 道路境界線から5メートル以内に設置する場合は、広告旗(3メートル以内の範囲に連続して設置する個数が3以下の組とするときを含む。)相互の距離は、5メートル以上であること。ただし、自己の住所、事業所等で、設置する総個数が3以下の場合は、この限りでない。
掛看板	表示面積(広告物を表示する面が2以上あるものにあつては、それぞれ1の面の面積)は、2平方メートル以下であること。

3 条例第8条第5項第2号に係る許可の基準

表示面積は、10平方メートル以下であること。

備考

マンセル値とは、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第11条、第14条第2項又は第15条第2項の規定により制定された産業標準をいう。以下同じ。)のZ8721に定める表面色の色知覚の三属性(色相、明度及び彩度をいう。以下同じ。)を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。

別表第3(第6条関係)

1 条例第7条に係る許可の基準(特定地域内の許可の基準)

広告物の種類		基準
建築物利用広告物	屋上利用広告物(三郷中央駅地区)	設置してはならない。ただし、壁面に広告物を設置することができないやむを得ない理由があり、かつ、次の各号のいずれかに該当する広告物は、この限りでない。 (1) 自家広告物で、建築物の屋上を利用する設備機器類の露出を防ぐ目的で設置するパネル、目隠しフェンス等に、当該建築物の名称又はこれらに類するものを切り文字で表示するもの

	(2) 自家広告物で、一面の表示面積が 20 平方メートル以下で、かつ、上端の高さが地上から 10 メートル以下のもの
屋上利用広告物 (新三郷ららシティ地区)	<p>(1) 木造建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積(一の建築物の屋上に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあつては、それらの表示面積を合算した面積。次号アにおいて同じ。)は、10 平方メートル以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から 12 メートル以下であること。</p> <p>(2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨造等の建築物を利用する場合</p> <p>ア 表示面積は、広告物の向いている方向からの建築物の一の壁面最大投影面積の 10 分の 1(当該面積が 10 平方メートルに満たないときは、10 平方メートル)以下であること。</p> <p>イ 上端の高さは、地上から軒高の 3 分の 5 以下で、かつ、48 メートル(当該軒高の 3 分の 5 が 12 メートルに満たないときは、地上から 12 メートル)以下であること。</p> <p>(3) 壁面から突き出していないこと。</p> <p>(4) 自家広告物であること。</p>
壁面利用広告物	<p>(1) 表示面積(一の壁面に複数の広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場合にあつては、それらの表示面積を合算した面積)は、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する一の壁面の面積の 5 分の 1 以下であること。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域については、10 分の 3 以下であること。</p> <p>(2) 建築物の 3 階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさいで表示し、又は設置しないこと。</p> <p>(3) 自家広告物であること。</p>
突出し広告物	<p>(1) 上端の高さは、壁面の高さ以下であること。</p> <p>(2) 壁面からの突出し幅は、1.2 メートル以下であること。</p> <p>(3) 道路上に突き出していないこと。</p>

	(4) 自家広告物であること。
建造物から独立した広告物	<p>(1) 表示面積は、10 平方メートル以下であること。ただし、自家広告物については、40 平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 上端の高さは、地上から 10 メートル以下であること。</p> <p>(3) 道路上に突き出していないこと。</p> <p>(4) 表示面積が一面で 30 平方メートルを超える場合には、使用されている色彩のうち面積が最大のもののマンセル値による色相(以下「色相」という。)が R、YR 又は Y である色彩については彩度 8 以下、その他の色相の色彩については彩度 6 以下の色彩であること。</p> <p>(5) 広告物のうち広告の内容を表示する部分以外の部分又は掲出物件に係る色彩は、色相が R、YR 又は Y である色彩については彩度 6 以下、その他の色相の色彩については彩度 3 以下の色彩であること。</p>
広告旗	<p>(1) 表示面は、縦 1.8 メートル以下及び横 0.6 メートル以下であること。</p> <p>(2) 高さは、3 メートル以下であること。</p> <p>(3) 道路上に突き出していないこと。</p> <p>(4) 道路境界線から 5 メートル以内に設置する場合は、広告旗(3 メートル以内の範囲に連続して設置する個数が 3 以下の組とするときを含む。)相互の距離は、5 メートル以上であること。ただし、自己の住所、事業所等で、設置する総個数が 3 以下の場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 表示しようとする者の連絡先が明示されていること。</p>
上記以外の広告物	別表第 2 の 1 条例第 7 条に係る許可の基準(特定地域を除く)に定める基準に適合していること。

備考

マンセル値とは、日本産業規格の Z8721 に定める表面色の色知覚の三属性を尺度化して表示する方法における当該尺度をいう。

様式第1号（第3条、第5条関係）

屋外広告物等許可申請書

年 月 日

三郷市長あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

次のとおり屋外広告物等を表示・設置したいので、三郷市屋外広告物条例第7条（第8条第5項）の規定により申請します。

屋外広告物等の内容	表示・設置場所	三郷市		
	種 類	自家広告物・一般広告物	設 置 数	枚・個・張 基・台・本
		地上からの 上端の高さ	m	表示・設 置の期間
	表示面積	(縦) (横) (面数) (合計面積) m × m × = m ²		
	使用されている色のうち面積が最大のものの色彩		(マンセル値)	
管 理 者	住 所	電話番号		
	氏名又は 名 称			
	資 格	屋外広告業登録業者・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者 その他() 第 号		
工事施工者	住 所	電話番号		
	氏名又は 名 称	屋外広告業 登 録 番 号	第 号	
工事予定期間	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
道路占用許可年月日・番号		年 月 日付け	第 号	

様式第2号（第3条、第5条、第8条、第9条関係）

屋外広告物等自主点検結果確認書

年 月 日

三郷市長あて

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

管理者 住所
氏名 ㊟
電話番号

1 屋外広告物等の概要

表示・設置の場所	三郷市			
種類				
規模	表示面積	(縦)	(横)	(面数) (合計面積)
		m×	m×	面= m ²
	地上から上端までの高さ	m		
表示・設置年月日	年 月 日			

2 点検結果

点検年月日	年 月 日	改善年月日	年 月 日
点検項目	異常の有無	改善の概要	
主要部分（基礎を含む。）の変形・腐食	有・無		
取付（支持）部分の変形・腐食	有・無		
表示面の汚染・退色・はく離・破損	有・無		
その他特に点検した箇所	有・無		

- 注意事項
- 1 点検項目について異常の有無の欄に○印を付け、有の場合は改善の内容を記入すること。
 - 2 広告物の上端の高さが地上から4mを超えるものを設置する場合は、広告物の管理者を置かなければなりません。管理者の記載欄には、広告物の安全点検をした管理者を記入すること。
 - 3 広告物の上端の高さが地上から4m以下のものを設置する場合は、管理者を記入する必要はありません。

様式第3号（第3条、第5条、第8条関係）

（新設・更新）許可通知書

第 年 月 日 号

様

三郷市長 印

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等を表示・設置することについては、三郷市屋外広告物条例（第7条・第8条第5項・第12条第3項）の規定により次のとおり許可します。

屋外広告物等の表示・設置場所	三郷市		
種 類		数 量	枚・個・張 基・台・本
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
許可の条件			

様式第4号（第3条、第5条、第8条関係）

（新設・更新）不許可通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

三郷市長 印

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等を表示・設置することについては、下記の理由により、許可しないこととします。

記

（理由）

教示

様式第5号（第8条関係）

屋外広告物等許可期間更新申請書

年 月 日

三郷市長あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

次のとおり屋外広告物等の許可期間の更新を受けたいので、三郷市屋外広告物条例第12条第3項の規定により申請します。

表示・設置場所	三郷市		
現在の許可の年月日及び番号	年 月 日付け	第	号
現在の許可期間	年 月 日から	年 月 日まで	
更新したい許可期間	年 月 日から	年 月 日まで	
屋外広告物等の内容	種 類	自家広告物・一般広告物	設置数
	表示面積	(縦) (横) (面数) (合計面積)	枚・個・張 基・台・本
		m × m × = m ²	
	地上からの上端の高さ		m
	使用されている色のうち面積が最大のものの色彩	(マンセル値)	
管 理 者	住 所	電話番号	
	氏名又は名称		
	資 格	屋外広告業登録業者・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者 その他() 第 号	
道路占用許可年月日・番号	年 月 日付け	第	号

様式第6号（第9条関係）

屋外広告物等変更・改造許可申請書

年 月 日

三郷市長あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

次のとおり屋外広告物等を変更・改造したいので、三郷市屋外広告物条例第13条第1項の規定により申請します。

表示・設置場所	三郷市			
現在の許可の年月日及び番号	年 月 日付け	第	号	
現在の許可期間	年 月 日から	年 月	日まで	
屋外広告物等の内容	変更・改造の内容			
	種 類	種 類	設 置 数	枚・個・張 基・台・本
		自家広告物・一般広告物		
	表示面積	(縦) (横) (面数) (合計面積)		
		m × m × = m ²		
	地上からの上端の高さ	m		
	使用されている色のうち面積が最大のものの色彩	(マンセル値)		
管 理 者	住 所	電話番号		
	氏名又は名称			
	資 格	屋外広告業登録業者・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者 その他() 第 号		
工事施工者	住 所	電話番号		
	氏名又は名称	屋外広告業 登録番号	第 号	
変更・改造の工事予定期間	着工予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
道路占用許可年月日・番号	年 月 日付け 第 号			

様式第7号（第9条関係）

（変更・改造）許可通知書

第 年 月 日 号

様

三郷市長 印

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等を変更・改造することについては、三郷市屋外広告物条例第13条第1項の規定により次のとおり許可します。

屋外広告物等の表示・設置場所	三郷市		
種 類		数 量	枚・個・張 基・台・本
許可期間	年 月 日から 年 月 日まで		
許可の条件			

様式第8号（第9条関係）

（変更・改造）不許可通知書

第 年 月 日
号

様

三郷市長 印

年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等を変更・改造することについては、下記の理由により、許可しないこととします。

記

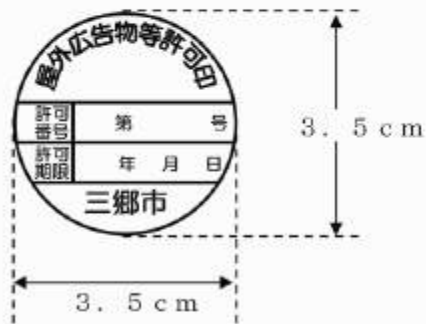
（理由）

教示

様式第9号（第11条関係）



様式第10号 (第11条関係)



様式第11号（第15条関係）

除 却 届

年 月 日

三郷市長あて

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

次の屋外広告物等を除却したので、三郷市屋外広告物条例第19条第2項の規定により届け出ます。

屋外広告物等の表示・設置場所	三郷市		
許可の年月日及び番号	年 月 日	付 第	号
許 可 期 間	年 月 日	から	年 月 日まで
屋外広告物等の種類	数 量	枚・個・張 基・台・本	

(添付書類)

- ・除却する前後の状況を示す写真

※備考

代理人によって届出を行う場合は、委任状が必要

様式第13号（第17条関係）

屋外広告物等受領書

年 月 日

三郷市長あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

④

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

次のとおり屋外広告物等の返還を受けました。

返還を受けた日時		
返還を受けた場所		
返還の対象 となった屋 外広告物等	整理番号	
	名称又 は種類	
	数 量	
返 還 金 額	金	円

様式第14号（第18条関係）

（表）

写 真	身 分 証 明 書	第 号
次の者は、三郷市屋外広告物条例第27条第2項の規定により、広告物又は掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件の検査を行う者であることを証明します。		
所属部課名	職名	氏名
職 氏 名		
生 年 月 日	年 月 日から	
有 効 期 限	年 月 日まで	
三郷市長		印

（裏）

三郷市屋外広告物条例（抜粋）

（報告の徴収及び立入検査）

第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、必要な報告をさせ、又は当該職員に、広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物その他の場所に立ち入り、必要な調査若しくは検査をさせることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第15号（第19条関係）

屋外広告物等管理者設置・廃止届

年 月 日

三郷市長あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

次のとおり、屋外広告物等の管理者を置いた（廃した）ので、三郷市屋外広告物条例第29条第1項の規定により届け出ます。

屋外広告物等の表示・設置場所	三郷市	
許可の年月日及び番号	年 月 日付け	第 号
許可の期間	年 月 日から	年 月 日まで
管 理 者	住 所	電話番号
	氏 名 又 是 名 称	
	資 格	屋外広告業登録業者・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者 その他（ ） 第 号

(添付書類)

・管理者資格証の写し等

※備考

代理者によって届出を行う場合は、委任状が必要

様式第16号（第19条関係）

屋外広告物等表示・設置者（管理者）変更届

年 月 日

三郷市長あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

次のとおり、屋外広告物等の表示・設置者（管理者）に変更があつたので、三郷市屋外広告物条例第29条第2項の規定により届け出ます。

屋外広告物等の表示・設置場所	三郷市	
許可の年月日及び番号	年 月 日付け	第 号
許可の期間	年 月 日から	年 月 日まで
新表示・設置者（新管理者）	住 所	電話番号
	氏 名 又 は 名 称	
	資 格	屋外広告業登録業者・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者 その他（ ） 第 号
旧表示・設置者（旧管理者）	住 所	
	氏 名 又 は 名 称	

（添付書類）

・管理者資格証の写し等

※備考

代理者によって届出を行う場合は、委任状が必要

様式第17号（第19条関係）

屋外広告物等表示・設置者（管理者）氏名・名称・住所変更届

年 月 日

三郷市長あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

次のとおり、屋外広告物等の表示・設置者（管理者）の氏名・名称・住所を変更したので、三郷市屋外広告物条例第29条第3項の規定により届け出ます。

屋外広告物等の表示・設置場所	三郷市
許可の年月日及び番号	年 月 日付け 第 号
許可の期間	年 月 日から 年 月 日まで
新氏名又は名称	
旧氏名又は名称	
新 住 所	電話番号
旧 住 所	

※備考

代理人によって届出を行う場合は、委任状が必要

様式第18号（第19条関係）

屋外広告物等滅失届

年 月 日

三郷市長あて

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地・名称、代表者の氏名、電話番号及び代表者印〕

次の屋外広告物等が滅失したので、三郷市屋外広告物条例第29条第4項の規定により届け出ます。

屋外広告物等の表示・設置場所	三郷市		
許可の年月日及び番号	年 月 日付け	第	号
許可の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
屋外広告物等の種類	数 量	枚・個・張 基・台・本	
滅失理由			

※備考

代理者によって届出を行う場合は、委任状が必要

様式第1号(第3条、第5条関係)
様式第2号(第3条、第5条、第8条、第9条関係)
様式第3号(第3条、第5条、第8条関係)
様式第4号(第3条、第5条、第8条関係)
様式第5号(第8条関係)
様式第6号(第9条関係)
様式第7号(第9条関係)
様式第8号(第9条関係)
様式第9号(第11条関係)
様式第10号(第11条関係)
様式第11号(第15条関係)
様式第12号(第16条関係)
様式第13号(第17条関係)
様式第14号(第18条関係)
様式第15号(第19条関係)
様式第16号(第19条関係)
様式第17号(第19条関係)
様式第18号(第19条関係)